

○厚生労働省告示第十一号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

第百二十四号を第百二十五号とし、第十一号から第百二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 四―アミノ―β―ターターリボフラノシル― $\cdot$ 三・五―トリアジン―二（ $\text{H}$ ）―オン  
（別名アザシチジン）及びその製剤